

平成二十一年三月十九日受領
答弁第二〇五号

内閣衆質一七一第二〇五号

平成二十一年三月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問に対する答弁書

一及び二について

在ロシア日本国大使館（以下「大使館」という。）の旧事務所の建物の一部は、平成十九年三月三十日に予定されていた大使館の移転以前より使用しており、現在、車庫、倉庫以外にも、例えば、洗車場として使用している。

三から六までについて

御指摘の「旧建物」は大使公邸と同じ敷地にあり、全体の敷地面積は約二千七百平方メートルであり、また、御指摘の「新建物」の敷地面積は約一万五千平方メートルである。なお、御指摘の「旧建物」及び「新建物」について、車庫、倉庫等の敷地面積のみを示すことは困難である。

七及び八について

先の答弁書（平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第一二八号）一及び二についてでお答えしたとおり、大使館の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、現在も先方と鋭意協議中であり、旧事務所の

一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、協議は完了していないが、協議内容についてこれ以上明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

九及び十について

お尋ねのような事例はない。